

## 住宅扶助費等代理納付依頼書

年 月 日

(あて先) 福岡市 福祉事務所長

〒

住所

(債権者: 口座名義人) 氏名

印

電話番号 ( ) -

私は、同意事項(※)に同意の上、下記の住居に居住する被保護者に対して支払われる住宅扶助費及び生活扶助費の一部について、福祉事務所長が、本人に代わり、私に代理納付することを依頼します。

記

被保護者氏名							
住所							
債権の種類及び額	家賃月額(共益費等除く)			円			
	共益費			円			
期日	年 月分から						
振込先口座	金融機関名			金融機関コード			
	店舗名			店番			
	預金種別	1 普通			2 当座		
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						

## 同意事項(※)

- 家主等に変更が生じた場合は(所有者、振込先口座、委託不動産業者、家賃額等)、速やかに福祉事務所に届出ること。この際、代理納付に必要な情報が得られない場合は、福祉事務所は代理納付を中止すること。
- 代理納付は、原則として、住宅扶助費が満額支給される世帯、共益費相当額以上の生活扶助費が支給される世帯すべてを対象とすること。保護の変更等により代理納付不能となった場合は、福祉事務所長は代理納付を中止し、債権者に通知すること。
- 代理納付後に、保護の変更等により遡って代理納付が不能、過払いとなり、既に代理納付した家賃、共益費について債権者が福祉事務所長から返還を求められた場合は、債権者が市に対し返還すること。
- 代理納付された家賃及び共益費は、対象月の家賃として適切に領収すると共に、債務者へ領収を通知すること。
- その他、「住宅扶助費等の代理納付について」(裏面)記載の事項。

## 家主等同意欄(異なる債権者がある場合の大家)

## 被保護者同意欄

上記の代理納付及び同意事項(※)について同意します。

住所

氏名

上記の代理納付及び代理納付実施のための家主等への通知、また代理納付された住宅扶助費、共益費を債権者が市に戻入すべき場合に債権者から直接戻入することに同意します。

氏名

【添付書類】 ①振込先口座の預金通帳の写し(1債権者につき1口座のみ)

②債権者であることが確認できるもの(契約書の写し、委託契約書の写し等)

## 住宅扶助費等の代理納付について

1 住宅扶助費及び共益費の代理納付制度は、家賃相当全額の住宅扶助費、共益費相当額以上の生活扶助費を受給している被保護者について、福祉事務所長が家主あるいは管理会社等（以下「家主等」という）の指定する金融機関口座へ家賃等を直接支払う制度であり、その取扱いは、福岡市の民間住宅における住宅扶助費等の代理納付に関する実施要領によります。

なお、共益費相当額以上の生活扶助費が支給されていない等の被保護者について、家賃相当全額の住宅扶助費を受給している場合は、家賃のみを代理納付の対象とすることができます。

（福祉事務所長は、代理納付の決定により、被保護者に代わって家賃、共益費を家主等に支払います。家主等の善管注意義務、適切な家屋管理等が前提となり、被保護者の居住が無く過払いが発生した場合などは、「6」のとおり返金していただきます。）

2 代理納付の対象は、代理納付適用開始以降の毎月の家賃、共益費です（滞納分の家賃、町費等は対象になりません）。

3 代理納付実施のためには、家主等（債権者）に「住宅扶助費等代理納付依頼書」へご記入いただき、入居被保護者（債務者）の合意署名・押印の上で、家主等より福祉事務所長宛に提出していただくことになります。この際、債権者の確認を行うため、賃貸借契約書の写しを提出していただきます。また、家主から家賃の収入の委託を受けている不動産会社におきましては、家主との委託契約書を提出していただくとともに、「住宅扶助費等代理納付依頼書」に、当該代理納付への家主の同意の署名・押印をお願いします。このほか、福祉事務所長から必要な書類の提出をもとめられた場合には、提出をお願いします。

なお、代理納付の依頼は、認定事務等のため、前月の10日までにお願いいたします。

4 代理納付を行う住宅扶助費等は、家主等から依頼のあった指定口座へ、原則として毎月1日（土日又は祝日の場合は直前の営業日。但し4月分のみ直後の営業日）に振り込みます（通帳へは「〇〇（区の頭文字）キュウフキン」と表示されます）ので、当該月の家賃、共益費として適切に領収して下さい。

なお、家主等の指定口座への毎月の振り込みをもって支払いの通知に代えるため、毎月の振り込み通知は行いません。

5 保護の変更等により、本人に支給される保護費の額が家賃、共益費の額に満たなくなる場合があります。この場合は代理納付を中止し家主等に通知しますので、家賃、共益費は本人から徴収して下さい。なお、被保護者の個人情報保護の観点から、中止等の理由については、お知らせできない内容もありますので、あらかじめご了承下さい。

6 代理納付をした後に、保護の変更等により遡って住宅扶助費及び共益費相当額の生活扶助費が支給されないこととなった場合には、支払い済みの家賃、共益費を返金していただくことになります（違約金や損害金等との相殺はできません）。福祉事務所長より「決定通知書」と「戻入納付書」を送付しますので、最寄りの金融機関でお納め下さい。

7 家主等に変更が生じた場合は（所有者、振込先口座、委託不動産業者、賃貸借契約等）、所定の様式により、速やかに福祉事務所に届出をして下さい。なお、家主等が変更となる場合は、原則として代理納付を中止します（継続には、新たな家主等による再申請が必要となります）。

8 振込先口座は、1債権者につき1口座とします（所在地や物件によって口座を分けることはできません）。

9 代理納付当事者から当該代理納付について中止の意思表示があった場合、被保護者の居住事実が確認できない場合、その他、予期しない特別な事情があった場合には、福祉事務所長は代理納付を中止することができます。また、同意事項等代理納付の規定に反することがあった場合には、福祉事務所長は代理納付を中止することや、新たな代理納付の適用を行わないことがあります。